

生物多様性条約 COP14 の主要な決定の概要

生物多様性の主流化

エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における主流化が、生物多様性の損失を食い止め、戦略計画や SDGs の達成にあたり不可欠であることを強調した上で、以下の内容を含む決定が採択された。

- 締約国等に対し、生物多様性の主流化に関する措置を奨励。
 - 各セクターにおける生物多様性への潜在的影響及び依存度に関する動向に注意すること。
 - 戦略的環境アセスメント等のツールを通じ、関連セクターにおける投資に関する上流での意思決定に生物多様性等の保全や持続可能な利用等のためのアプローチを含めること。
 - 環境影響評価やプロジェクト融資にかかる金融機関等の意思決定への主流化に関する優良事例の適用。
 - 効果的なインセンティブの付与、ビジネスセクターへの生物多様性への依存と影響の報告の要請、ボランティアな情報公開の強化等。
 - 政策、作業計画、具体的行動を各国の生物多様性戦略や行動計画に含めること等。
- 国際開発銀行やビジネスセクター等に対し、関連セクターにおける投資に係る意思決定について、生物多様性の保全やセーフガード措置等の実施や優良事例の増加等を招請。
- 経営者と投資家による、より良い意思決定及び ESG 投資の促進のための情報を提供出来るよう、ビジネスの生物多様性の依存度と影響を測定するためのツール等の開発を招請。
- 主流化の長期的な戦略的アプローチの確立を決定した上で、同アプローチについて事務局長等に助言を提供する非公式諮問グループの設置を決定。

2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標に関する準備プロセス

COP15 (2020 年・中国) において採択される予定である、2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標に関して、多様な関係者が参画する準備プロセスが検討され、以下の内容を含む決定が採択された。

- 以下の具体的な活動等を含む準備プロセスを採択。
 - 多様な主体が参画するワークショップを各地域において開催すること。
 - 締約国等で構成されるワーキンググループを設立し、2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標を議論すること。
 - 2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標の策定プロセスへの貢献を目的として、ハイレベルパネルを設立すること。 等
- 締約国等に対し、2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標を協議するための地域ワークショップ等をホストすること等を強く要請。

- 締約国等に対し、愛知目標の達成及び 2020 年以降の新たな生物多様性の世界目標への貢献を目的とした任意コミットメントを検討するよう招請。

生物多様性と気候変動

生態系を活用した気候変動への適応策（EbA）や防災・減災対策（Eco-DRR）（参考）を効果的に実施するための計画手法等を含む任意ガイドラインの内容について検討され、以下の内容を含む決定が採択された。

- 以下の内容を含む、気候変動への適応策及び防災・減災対策のための生態系を基盤とするアプローチの設計及び効果的な実施のための任意ガイドラインを採択。
 - 生態系を基盤とするアプローチとは何か。
 - EbA 及び Eco-DRR の設計及び実施に関わる考慮事項（意識の向上と能力構築等）。
 - リスクの評価やモニタリング等を含む EbA 及び Eco-DRR の設計及び実施のための段階的アプローチ。 等
- 締約国等に対し、EbA 及び Eco-DRR の設計及び実施の際に、任意ガイドラインを活用するよう奨励。
- 締約国に対し、生物多様性に関する事項を気候変動適応計画等において統合するよう奨励。
- 事務局長に対し、ポスト 2020 年目標の検討プロセスにおいて、生物多様性と気候変動の関連性を検討するよう要請。

（参考）EbA 及び Eco-DRR

- ・ 生態系を活用した気候変動への適応策（Ecosystem-based Adaptation：EbA）
将来予想される気候変動の影響への適応策を実施する際に、生態系サービスを活用する考え方（緑地のまとまった配置による都市のヒートアイランド対策など）。
- ・ 生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：Eco-DRR）
健全な生態系が有する森林の土砂崩れ防止機能、サンゴ礁の高潮被害軽減機能などの防災・減災機能を積極的に活用して、災害リスクを低減させる考え方。

空間計画、保護地域及びその他の効果的な地域をベースとする保全手段

「その他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECM）」の定義を採択するとともに、締約国に対して、OECM に関する科学技術的助言等を適用するように奨励。

- OECM の定義
 - 保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。
- 「OECM に関する科学技術的助言」（Annex ）
 - OECM の特定に関する以下の 4 基準や各基準の要素等を提示。

- 基準 A：保護地域として未指定
- 基準 B：統治・管理の存在
- 基準 C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献
- 基準 D：付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

合成生物学

合成生物学が CBD において議論すべき「新規事項」に該当するか否かについて分析が必要であるとされ、専門家会合の延長が決定された。また、遺伝子ドライブについては、予防的アプローチを実施すること、また環境中での使用は、個別に事前のアセスメント等を実施する場合にのみ検討されることが決定された。

(参考)

・合成生物学

合成生物学は、科学・技術・工学が結合した、遺伝資源・生存生物・生物系に対する理解・デザイン・再デザイン・製造・改変に関するモダンバイオテクノロジーの更なる開発と新規領域である。

(COP/DEC/XIII/17)

・遺伝子ドライブ

有性生殖を行う生物の特定の遺伝子を改変し、集団の遺伝構成を変更すること。ゲノム編集の機構そのものを遺伝子に組み込むことで、改変された遺伝子が常にすべての子の染色体に複製されるようにし、特定の形質を集団全体に速やかに広めることが可能となる。(コトバンク)

遺伝資源に関する塩基配列情報 (DSI)

遺伝資源の DSI (Digital Sequence Information) の利用が生物多様性条約及び名古屋議定書の目的に及ぼす影響について検討され、DSI は生物多様性条約の 3 つの目的に重要であることが認識された。また、DSI の用語の定義や範囲を含む概念などについて、各国による見解提出を踏まえ、拡大専門家会合において検討し、COP15 に報告されること等を決定した。

(参考) 生物多様性条約の 3 つの目的

生物多様性の保全、 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

海洋及び沿岸域の生物多様性

生態学的又は生物学的に重要な海域 (EBSA) を記載するため、生物多様性条約事務局が地域ワークショップを世界各地で開催しており、今次会合には黒海及びカスピ海並びにバルト海におけるワークショップにおいて抽出された EBSA がレポジトリーに掲載されることが決定された。

また、既存の EBSA の記載の修正や、EBSA の新規記載に際し、科学的信頼性及び透明性の強化の観点から、レポジトリーへの掲載プロセスに関する検討が行われた。